

# 令和6年度障がい者雇用啓発事業業務委託基本仕様書

## 1 目的

県内企業の障がい者雇用についての理解を深めることで、障がい者の新規雇用や雇用環境の改善を促進することを目的とする。

## 2 委託業務名

令和6年度障がい者雇用啓発事業業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

なお、(2)の具体的な開催日や開催方法、見学先については、県と協議のうえ決定する。

### (1) 法定雇用率未達成企業の訪問等

県内全域を対象とし、障がい者実雇用率が法定雇用率を達成していない企業(※1)に対する雇用啓発、障がい者雇用の実例等の紹介を行うとともに、県が開催するセミナー等を案内し、企業に自社の段階に合った支援の選択と活用を促す。

#### ① 雇用啓発、制度周知等による雇用の促進

企業に対して障がい者雇用状況の聞き取り、雇用啓発、雇用事例・支援制度の紹介、県が開催するセミナー及び山形県障がい雇用奨励金の案内等を行う。

また、令和6年度より障がい者雇用率が段階的に引き上げられることについて説明を行うこと。

#### ② 企業と支援機関の個別相談に係る調整

企業訪問等の結果、障がい者雇用について支援機関からの専門的なアドバイスを希望する企業向けに、企業と支援機関の個別の相談について調整する(企業の希望状況に応じて県が設定する相談会(※2)について、①の一環として協力する)。

#### ③ フォローアップ調査

訪問等の実施状況を集計し、訪問等をした企業のリストを作成するとともに、当該企業に対してその後の求人状況及び新規に就業した者の情報を聞き取り、フォローアップ結果表を作成する。

※1 対象企業数は300社程度。企業のリストは県が提供する。

なお、企業に訪問のアポイントメントを行った際に、企業側から訪問を拒否された場合等、オンライン面談や電話にて対応することも可能とする。

※2 県内4地域で複数回の開催予定。相談会の日程設定、会場の手配(県施設を使用)、当日の運営は県が行う。受託者からの当日のスタッフ派遣は不要。

### (2) 障がい者雇用促進セミナーの開催

障がい者雇用促進セミナー(以下、「セミナー」)の企画・運営、会場手配、参加者の募集等を行う。

① 参加対象：県内に事業所を有する民間企業、障がい者の就労支援機関等

② 開催場所及び開催回数：県内2地域(村山・庄内) 各1回

③ 開催規模：村山地域20名以上、庄内地域20名以上を基本とする。

④ 内容：

(ア) 障がい者雇用支援制度等の紹介(※3)

(イ) 障がい者の特性等に関する説明(※3)

(ウ) 障がい者雇用を推進している事業所(1か所以上)の見学会

(エ) 見学先の企業や障がい者の就労支援関係機関職員、参加者との意見交換会を実施

⑤ セミナー参加者のための会場移動手段の手配

2か所以上の会場で実施する場合の借上げバスや、参加者が利用する駐車場等は受託者が手配すること

※3 (ア)及び(イ)の会場は県の施設を使用することも可。

### (3) 事業周知

事業周知広報用資料を作成及び発送し、障がい者雇用の啓発を行うとともに、セミナー、相談会の参加者の確保に向けた企業への周知を行うこと。

### (4) 事業管理業務、事業効果の測定

① 各月末までの企業訪問等の実施状況を報告すること。

また、企業に対して追跡調査を行い、障がい者雇用啓発事業における新規就業者数及び新規就業者の就職先について整理、分析を行う。

【目標:新規就業者 15 名】

② 相談会及びセミナーに参加しての感想等による事業効果の把握、年度内の障がい者雇用の有無や今後の事業実施・展開に希望すること等について、参加者の意見を取りまとめて報告すること。

## 5 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

## 6 業務完了報告書の作成

(1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(2) 業務完了報告書には、訪問等企業リスト、相談会参加企業リスト、セミナー参加者リスト、実施内容、事業効果測定等の結果を含むこと。

## 7 特記事項

(1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 委託事業実施にあたっては、個人情報取り扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図るとともに、別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(4) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。

(5) この事業に係る苦情等については、受託者が責任を持って対応するものとする。

(6) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

(7) 本事業は国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。

ア 機器・器具等の調達に要する経費

必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応することとする。

イ 関係書類の整備

本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、山形県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。

## 8 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するもの。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

## (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

## (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

## (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

## (調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

## (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。